

入所後の手続き

①育休から復職する場合

育休中に入所した場合は、入所月の翌月末までに復職する必要があります。
育休中は「保育短時間」での利用となります。

手続き

復職日の前月20日まで変更届「7. 世帯員の就労状況」（育休期間、復職日）欄を記入したものを提出してください。復職日の属する月から保育時間が切り替えとなります。

具体例 4月入所で5月中に復職の場合

4月中は「保育短時間」での利用、保育料が適用となります。4月20日までに変更届を提出していただくと、5月から復職後の勤務時間により「保育標準時間」での利用、保育料が適用となります。

復職後、速やかに就労証明書（復職日が記入されており、「復職済み」にチェックが入っているもの）を提出してください。

②在園中に産休を取得する場合

産休期間（出産予定日の8週前の日の属する月初めから出産日から起算して8週間を経過する日の翌日の属する月の月末まで「保育標準時間」に切り替えとなります。

手続き

変更届「7. 世帯員の就労状況」（産休予定期間）欄を記入したものと及び産休予定期間が記載された就労証明書、出産予定日が確認できるもの（母子手帳の出産予定日、父母氏名がわかるページの写し）を提出してください。

③在園中に出産した場合・育休を取得する場合

在園中のお子様は、育休期間（出生したお子様の1歳の誕生日の前日まで）も引き続き保育所に入所可能です。保育時間は「保育短時間」に切り替えとなります。

※1歳の誕生日時点で保育施設等の利用待機（入所申込が必須です）となった場合のみ、さらに延長して最大で2歳の誕生日の前日まで利用することが可能です。

手続き

変更届「6. 世帯員の増員」「7. 世帯員の就労状況」（育休取得期間）欄を記入したものと及び育休取得期間が記載された就労証明書、母子手帳の出生届出済証明書のページの写しを提出してください。

※産休取得時に育休予定期間が記載された就労証明書を提出している場合でも、育休取得時に改めて就労証明書を提出していただく必要があります。

④期限のある診断書や就学の証明が提出された場合

<手続き>

傷病を理由に期限のある診断書を提出された場合や、就学を理由として保育を利用している場合、療養期間や在学期間が終了したときは、改めて変更届及び診断書や就労証明書等の提出が必要となります。